資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月十日

徳島市国府町中一五四番地

瀬川建設有限会社

代表取締役　瀬川　俊次

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年十月十日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテルタワー一六階Ａ―一

フレスコ・システム・ジャパン株式会社

代表取締役　ロベルト・バーバラ

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十日

千葉県印西市草深二四〇―三

フューチャーメディカル株式会社

代表取締役　髙橋　公雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十日

大阪市港区築港四丁目六番一号

大商海運株式会社

代表取締役　和氣喜代一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十日

大阪市中央区材木町一番八号紀和ＴＢ材木町ビル

三協紙業株式会社

代表取締役　佐方　将義

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

フェニックス・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

限定承認公告

本籍東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三〇番地、最後の住所神奈川県大和市深見台一丁目二番二三号　被相続人　亡　豊田　克己

右被相続人は平成二十五年七月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年九月三十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

川崎市宮前区有馬九―二―三四―六〇八号

相続財産管理人　飯貝英月子

限定承認公告

本籍名古屋市天白区一つ山三丁目二四番地、最後の住所名古屋市天白区一つ山三丁目二四番地　一つ山荘西Ｔ―一棟一〇二号

被相続人　亡　山田やえ子

右被相続人は平成二十五年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

愛知県稲沢市小沢二丁目一九番二三―三〇三号

限定承認者　山田　深雪

任意清算公告

当社は平成二十五年一月五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二三番六号グランスイート代々木一〇〇一

合名会社南新宿横田事務所

代表社員　横田　和子

信託業務を営む金融機関の吸収分割の公告

当社は、関係当局の認可等を条件に、ＤＢ信託株式会社（東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー）（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で吸収分割を行い、当社の信託の受託業務及びキャッシュ・マネージャー業務に関する権利義務の一部を吸収分割承継会社に承継させることと致しましたので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条第三項の規定により左記のとおり公告いたします。

記

一、効力発生日

平成二十五年十一月二十九日

二、引受けを行った信託関係の処理の方法

ＤＢ信託株式会社に当社の信託の受託業務及びキャッシュ・マネージャー業務に関する権利義務の一部を承継させます。

平成二十五年十月十日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館

ニューヨークメロン信託銀行株式会社

代表取締役　杉村健次郎

訂正公告

平成二十五年十月七日（号外第二一七号）掲載の株式会社メーンレンターリースに係る解散公告中、「株式会社メーンレンターリース」とあるは「株式会社メーンレンタリース」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十月十日

扱　店

取消公告

平成二十五年七月三十日（号外第一六五号）掲載の決算公告（枠組）は取消します。

平成二十五年十月十日

福岡県北九州市小倉北区神岳二丁目一〇番二七―四〇一号

株式会社ウチヤマフューチャー

代表取締役　内山　文治

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年九月二十七日（号外第二百十号）公布経済産業省令第五十一号（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一八	下	終りから三	九月二十七日	十月十五日
同日（号外）経済産業省告示第二百五号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四一	上	終りから一五	九月二十七日	十月十五日
同日（同号外）経済産業省告示第二百六号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四一	下	終りから一三	九月二十七日	十月十五日
同日（同号外）経済産業省告示第二百七号（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四一	下	終りから一二	九月二十七日	十月十五日
同日（同号外）経済産業省告示第二百八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四一	下	終りから四	九月二十七日	十月十五日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月八日付特第二一号ニページ
調達第一九一号二四ページ

ージ●同月十日付第二一一号六四ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）